

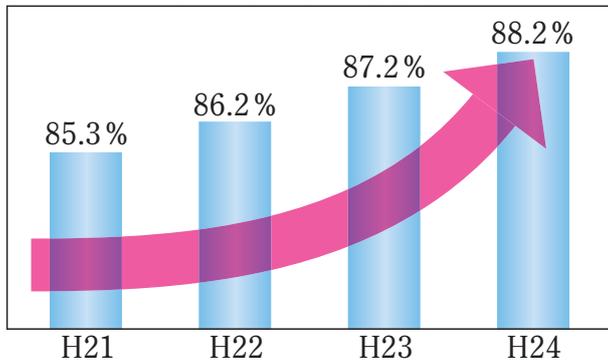
我がまちの取り組みについて知る

1 納税相談

納税課では資産・収入が無く、生活困窮等の事情により納付期限内納付ができない方の、納付方法の相談を受けています。特別な事情がある方は滞納になる前に、すでに滞納となっている方は、滞納処分を受ける前に、納付・相談ください。

3 統計

うるま市の収納率推移



滞納処分の件数 (年度毎)

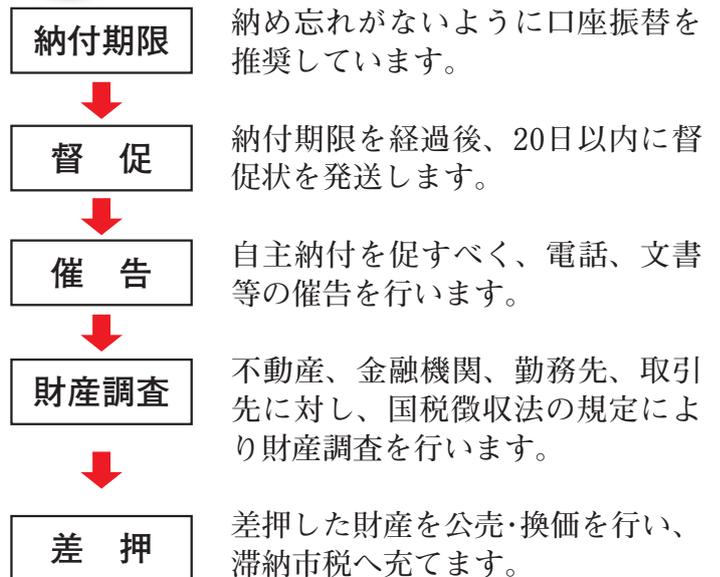
	H21	H22	H23	H24
債権	310	329	311	434
動産	43	44	2	0
不動産	272	280	158	225
合計	625	653	471	659

2 電話催告センター

現年度税を納め忘れていた市民に対して、電話催告センターから納付の呼びかけを行っています。



4 滞納処分までの経緯



私たちは、納税者の皆様に税を公平に負担していただくことを目的として、日々徴税業務に取り組んでいます。納付期限内に納税いただいている方たちの視点を大事にし、資産または収入がありながらも、税が滞納となっている方に滞納処分を行うことは、徴税吏員である我々の使命です。一方で、失業や災害、病気などの事情により、一括で税を納付することが困難な方への相談も受けています。

収納率とは、市税の納付をどれだけ市民の方々に意識していただけているかという指標です。うるま市の収納率は年々向上しており、これもひとえに皆様が納税についてご理解いただいているおかげであり、心より感謝申し上げます。

今後も、職員一丸となって徴収業務に取り組めますので、引き続きご理解とご協力をよろしく願います。



【納税課長 中村 朝光】